

京都府教育委員会では、定時制課程の高等学校に通う生徒のうち、経済的理由により著しく修学が困難な勤労学生に対し、奨学金を貸与する事業を行っています。

貸与を希望される場合は「[高等学校定時制課程等修学奨励金の貸与申請をされる生徒・保護者の方へ](#)」を確認のうえ、提出書類チェックリストを参考に、必要書類を事務室に提出してください。

※提出書類は以下の「申請書類等」から印刷してください。

(2ページあるものは両面印刷をしてください。) 事務室窓口で受け取ることも可能です。

<申請書類等>

[提出書類チェックリスト](#)

[貸与申請書 \(記入例\)](#)

[給与見込及び勤務証明書 \(記入例\)](#)

[口座振込依頼書 \(記入例\)](#)

[高校生給付型奨学金についての同意書 \(記入例\)](#)

1 対象者 (以下の3点全てに該当する者)

- (1) 申請の時点で経済的収入を得る職業に就いている生徒 (アルバイトを含む)
- (2) 経済的な理由により著しく修学が困難な生徒 (ただし、京都府が定めた所得基準を満たす者)
- (3) 4年以内に卒業する見込みがあり、今年度18単位以上履修する生徒
2年生以上は前年度修得単位数が18単位以上あること。

2 貸与月額 14,000円

「京都府奨学のための給付金」を受給する場合は11,000円

3 提出書類

- (1) 貸与申請書 (第1号様式)
(連帯保証人2名のうち1名は父母以外で本人と別生計であること。)
- (2) 給与見込及び勤務証明書 (別紙様式2)
(生徒本人及び生徒を扶養している者のもの)
- (3) 所得に関する証明書 (生徒本人及び生徒を扶養している者のもの)
- (4) 口座振込依頼書 (別紙様式4)
- (5) 預金通帳の写し
- (6) 高校生給付型奨学金についての同意書

4 申請期限

申請希望者は、事務室で受け取った申請書に必要な書類を添付して、**6月28日(金)まで**に事務室に提出してください。

5 併給できない奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構高等学校奨学金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 高校生給付型奨学金